

# 川崎市公報

毎月2回10日25日発行  
発行所 川崎市役所  
印刷所 文昭堂印刷株

購読料 (前納)  
1年 10,800円  
1月 900円

## 目 次

### [規則]

- ◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則 (第21号) ..... 3
- ◇川崎市公印規則の一部を改正する規則 (第22号) ..... 12
- ◇川崎市職員の給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則 (第23号) ..... 14
- ◇川崎市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (第24号) ..... 14
- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (第25号) ..... 15
- ◇川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (第26号) ..... 16
- ◇川崎市職員の職務発明等に関する規則 (第27号) ..... 17
- ◇川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則 (第28号) ..... 21
- ◇川崎市契約規則の一部を改正する規則 (第29号) ..... 22
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (第30号) ..... 23
- ◇川崎市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則 (第31号) ..... 23
- ◇男女平等かわさき条例の一部の施行期日を定める規則 (第32号) ..... 24
- ◇川崎市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (第33号) ..... 24
- ◇川崎市子どもの権利委員会規則の一部を改正する規則 (第34号) ..... 24
- ◇川崎市農業共済条例施行規則を廃止する規則 (第35号) ..... 24
- ◇川崎市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (第36号) ..... 24
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第37号) ..... 26
- ◇川崎市保健所長委任規則及び川崎市温泉法施行細則の一部を改正する規則 (第38号) ..... 29
- ◇川崎市医療機械器具整備資金融資規則の一部を改正する規則 (第39号) ..... 30
- ◇川崎市精神保健相談センター条例施行規則及び

- 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (第40号) ..... 30
- ◇川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (第41号) ..... 34
- ◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第42号) ..... 34
- ◇川崎市火災予防規則の一部を改正する規則 (第43号) ..... 34
- ◇川崎市人権オンブズパーソン条例の施行期日を定める規則 (第44号) ..... 35
- ◇川崎市人権オンブズパーソン条例施行規則 (第45号) ..... 35
- [訓令]
- ◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定に伴う職員の勤務について (第4号) ..... 39
- ◇川崎市職員安全衛生委員会規程等の一部を改正する訓令 (第5号) ..... 40
- ◇川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (第6号) ..... 41
- ◇川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令 (第7号) ..... 44
- ◇川崎市職員勤務評定規程の一部を改正する訓令 (第8号) ..... 46
- ◇川崎市職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令 (第9号) ..... 46
- ◇川崎市競争入札参加者選定規程の一部を改正する訓令 (第10号) ..... 48
- ◇川崎市収入役事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令 (第11号) ..... 48
- [水道局規程]
- ◇川崎市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程 (第9号) ..... 48
- ◇川崎市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程 (第10号) ..... 51
- ◇川崎市水道局財務規程の一部を改正する規程 (第11号) ..... 51
- ◇川崎市水道局軽易管繕工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程 (第12号) ..... 51
- ◇川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程

事務所使用料 A		900円
事務所使用料 B	1平方メートルにつき	720円
事務所使用料 C		500円
事務所使用料 D		450円
事務所使用料 E		400円
事務所使用料 F		370円
事務所使用料 G		360円
事務所使用料 H		340円
事務所使用料 I		240円
事務所使用料 J		120円
事務所使用料 K		90円
倉庫使用料 A		300円
倉庫使用料 B		240円
倉庫使用料 C		190円
倉庫使用料 D		90円
発酵室使用料	建物234平方メートル及び機械一式	120,980円

に、

冷蔵施設使用料 A	1平方メートルにつき	2,000円
冷蔵施設使用料 B		1,350円
冷蔵施設(定温倉庫)使用料	建物720平方メートル及び機械一式	320,000円

を

冷蔵施設使用料 A	1平方メートルにつき	1,980円
冷蔵施設使用料 B		1,220円
冷蔵施設(定温倉庫)使用料	建物720平方メートル及び機械一式	288,000円

に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市規則第37号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第33条中第11号を第14号とし、第10号を第11号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (12) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)
- (13) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)

第33条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)

第43条中第32号を削り、第31号を第34号とし、第24号から第30号までを3号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の3号を加える。

- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

第45条中「第24号」を「第27号」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同条第26号に掲げる物質については、し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。

第51条第2項中第29号を第31号とし、第28号を第30号とし、第27号を第29号とし、第26号を第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (28) ほう素及びその化合物
- 第51条第2項第25号中「<sup>ホウ</sup>素」を「ふっ素」に改め、同号を同項第26号とし、同項中第24号を第25号とし、第2号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

第64条第1項第2号中「第3条第1項第13号」を「第3条第1項第12号」に改める。

別表第11セレン及びその化合物の項の次に次のように加える。

ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素として10ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきほう素として230ミリグラム	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素として10ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきほう素として230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として8ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として15ミリグラム	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として8ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10.0ミリグラム	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10.0ミリグラム

別表第11ほう素及びその化合物の項を削り、同表備考第5項中「クロム及びその化合物並びにほう素及びその化合物」を「並びにクロム及びその化合物」に改め、同表備考第7項中第33号を削り、第32号を第35号とし、第25号から第31号までを3号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の3号を加える。

(5) ほう素及びその化合物

規格K0102の47に定める方法又は環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

(6) ふっ素及びその化合物

規格K0102の34に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注<sup>(6)</sup>第3文を除く。)に定める方法及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法

(7) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては規格K0102の42.2、42.3又は42.5に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあって

は規格K0102の43.2.5に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあっては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1(c)12)及びc)13)の式中「 $-C \times 1.348$ 」を除く。)又は43.2.3(c)7)及びc)8)を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。

別表第15セレン及びその化合物の項の次に次のように加える。

ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素として1ミリグラム	
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム	

別表第16セレン及びその化合物の項の次に次のように加える。

ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素として1ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(し尿その他生活に起因する下水、家畜排泄物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。)	1リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム

別表第16備考第3項中第25号を第28号とし、第24号の次に次の3号を加える。

(5) ほう素及びその化合物

規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

(6) ふっ素及びその化合物

規格K0102の34.1に定める方法又は環境庁告示第59号付表6に掲げる方法

(7) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物

にあつては規格K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。ただし、第33条中第11号を第14号とし、第10号を第11号とし、同号の次に2号を加える改正規定は同年4月1日から、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に1号を加える改正規定は同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日前に設置された事業所(同日前から設置の工事がされているものを含む。)にあつては、改正後の規則別表第11に定める規制基準のうち附則別表の左欄に掲げる排水指定物質に係る規制基準は、当該事業所が同表の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、平成16年6月30日までの間は、附則別表に掲げる規制基準を適用する。

3 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種その他の区分に属するものとみなす。

(条例第46条第5項の規則で定める日)

4 この規則に係る条例第46条第5項(同条第1項を適用する部分に限る。)の規則で定める日は、この規則の施行の日とする。

附則別表(附則第2項関係)

この規則の公布の日前に設置された事業所(同日前から設置の工事がされているものを含む。)に係る平成16年6月30日までの排水指定物質(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に限る。)の規制基準は、当該事業所が表中の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ表中の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、次のとおりとする。

排水指定物質の種類	業種その他の区分	許 容 限 度
ほう素及びその化合物	電子部品製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1リットルにつきほう素として25ミリグラム
	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1リットルにつきほう素として70ミリグラム

	温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として500ミリグラム
ふっ素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1リットルにつきほう素として15ミリグラム
	昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として50ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	鉄鋼業(ステンレス酸洗工程を有するものに限る。)	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量135ミリグラム
	し尿処理施設	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200ミリグラム
	電子部品製造業	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量730ミリグラム
	電気めっき業	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量800ミリグラム

備考 1 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。

3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第25号から第27号までに定めるところによるものとする。